

島原地域広域市町村圏組合介護保険給付制限に関する要綱

平成17年1月26日告示第2号

改正 平成17年2月24日告示第3号 平成28年3月29日告示第5号
平成30年6月13日告示第17号 令和4年5月16日告示第5号
令和6年3月25日告示第12号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条、第67条、第68条及び第69条に規定する保険給付の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。

- (1) 納期限 島原地域広域市町村圏組合介護保険条例（平成12年島原地域広域市町村圏組合条例第3号。以下「条例」という。）第7条に規定する納期限をいう。
- (2) 滞納保険料 第1号被保険者に係る保険料について、納期限を経過して未払いである保険料をいう。
- (3) 支払方法変更 法第66条の規定による保険料を滞納している第1号被保険者に係る保険給付の支払方法変更をいう。
- (4) 支払一時差止 法第67条第1項及び第2項の規定による保険料を滞納している第1号被保険者に係る保険給付の支払の一時差止をいう。
- (5) 控除 法第67条第3項の規定による保険料を滞納している第1号被保険者に係る支払の一時差止をした保険給付額から当該第1号被保険者が滞納している保険料額の控除をいう。
- (6) 給付一時差止 法第68条の規定による医療保険各法の規定による保険料等に未納がある第2号被保険者に係る保険給付の一時差止をいう。
- (7) 給付額減額等 法第69条の規定による保険給付の特例をいう。
- (8) 保険料徴収権時効 法第200条の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅することをいう。

第2章 支払方法変更

(支払方法変更の対象となる被保険者)

第3条 支払方法変更の対象となる被保険者は、法第27条、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条、第33条の2又は第35条の規定に基づく認定（以下「要介護認定等」という。）のための申請（職権処理を含む。以下同じ。）を行った第1号被保険者であって、

支払方法変更に係る要介護認定等の申請による認定有効期間開始日において、納期限（納期限が月末でない場合にあつては、納期限の属する月の前月の末日。以下この条において同じ。）から12箇月を経過している滞納保険料（保険料徴収権時効となった滞納保険料を除く。以下この条において同じ。）がある者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、法第66条第2項の規定に基づき、滞納保険料が納期限から12箇月を経過しない場合においても支払方法変更の対象とする。

（支払方法変更に係る弁明の機会の付与）

第4条 管理者は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、前条に該当する被保険者に介護保険給付支払方法変更（償還払化）予告通知書（様式第1号。以下「支払方法変更予告通知書」という。）を送付し、弁明の機会を付与する。

- 2 支払方法変更予告通知書を送付された被保険者が弁明を行うときは、介護保険給付支払方法変更に係る弁明書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、弁明書の提出が困難であると管理者が認めるときは、弁明を口頭で行うことができる。

- 4 弁明書の提出期限は、原則として第1項による支払方法変更予告通知書を送付した日から14日とする。

（支払方法変更に係る弁明の審査基準）

第5条 管理者は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に規定する支払方法変更の対象とならない被保険者に該当するか否かについて弁明の審査を行うものとし、その審査基準は次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 法第66条第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることができる場合及び省令第98条各号に規定する医療に関する給付を受けることができる場合とは、支払方法変更を受ける期間に支給又は給付を受けることができる場合とする。
- (2) 政令第30条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とは、故意に災害を発生させた場合を除き、支払方法変更の開始日の属する月の前6箇月以内に2割以上の損害を受けた場合とする。この場合における損失の程度の判定は、罹災者名簿等で確認できる場合を除き、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。
- (3) 政令第30条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の支払方法変更開始日の属する当該年中の収入額又は収入の見込額が前年中の収入額の4分の1以上減少した場合とする。

- (4) 省令第100条第1号及び第2号に規定する収入が著しく減少した場合については、前号の規定を準用する。
- (5) 省令第100条第3号に規定する被保険者が被保護者である場合とは、生活保護法による生活保護開始決定が行われている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人支援法」という。）による支援給付決定が行われている場合とする。
- (6) 条例第11条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の徴収猶予を受けている場合又は条例第12条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の減免を受けている場合であって、支払方法変更の開始日以降においても保険料の徴収猶予又は減免を受けることができる場合については、前第2号から第4号に該当するものとみなす。
- (7) 法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の認定を受けている場合であって、支払方法変更の開始日以降においても特例の認定を受けることができる場合については、前第2号から第4号に該当するものとみなす。

（支払方法変更の決定）

第6条 管理者は、法、政令及び省令に規定する支払方法変更の対象とならない被保険者に該当する場合を除き、弁明書の返送期限の経過後に、支払方法変更の決定を行うものとする。

- 2 管理者は、支払方法変更の決定を行ったときは、処分内容を被保険者証に記載するとともに、島原地域広域市町村圏組合介護保険に関する規則（平成14年島原地域広域市町村圏組合規則第3号。以下「規則」という。）に規定する介護保険給付支払方法変更（償還払化）通知書（規則様式第26号）により通知するものとする。

（支払方法変更の開始日）

第7条 支払方法変更の開始日は、処分決定日の属する月の翌月1日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支払方法変更に係る決定が要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に行われた場合は、決定日の属する月の翌々月1日とする。

（支払方法変更の終了）

第8条 支払方法変更の終了を受けようとする者は、介護保険給付支払方法変更（償還払化）終了申請書（様式第3号）に法第66条第3項の規定に該当する旨を証する書類を添えて、管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、支払方法変更の終了の適否を決定し、介護保険給付支払方法変更（償還払化）終了承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支払方法変更の終了の審査基準）

第9条 支払方法変更を受けている被保険者が、法、政令及び省令に規定する要件に該当するか否かについて審査する場合の審査基準は次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 法第66条第3項に規定する滞納している保険料を完納した場合とは、終了申請日において、滞納保険料から保険料徴収権時効となった滞納保険料を除いた滞納保険料をすべて納付した場合とする。
- (2) 法第66条第3項に規定する滞納額の著しい減少とは、終了申請日において保険料徴収権時効となった滞納保険料を除いた滞納保険料のうち、納期限から6箇月を経過したものがなくなったときとする。
- (3) 政令第30条第1号に規定する住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合とは、故意に災害を発生させた場合を除き、2割以上の損失を受けた場合とする。
この場合における損失の程度の判定は、罹災者名簿等で確認できる場合を除き、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。
- (4) 政令第30条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、生計維持者の終了申請日の属する当該年中の収入額又は収入の見込額が前年中の収入額の4分の1以上減少した場合とする。
- (5) 省令第100条第1号及び第2号に規定する収入が著しく減少した場合については、前号の規定を準用する。
- (6) 省令第100条第3号に規定する被保険者が被保護者である場合とは、生活保護法による生活保護開始決定が行われている場合及び中国残留邦人支援法による支援給付決定が行われている場合とする。
- (7) 省令第100条第4号に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けることができる場合及び省令第98条各号に規定する医療に関する給付を受けることができる場合とは、支払方法変更を受ける期間に支給又は給付を受けることができる場合とする。
- (8) 支払方法変更の開始日以降において、条例第11条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の徴収猶予を受けることとなった場合又は条例第12条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の減免を受けることとなった場合については、前第3号から第5号に該当するものとみなす。
- (9) 支払方法変更の開始日以降において、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けることとなった場合においては、前第3号から第5号に該当するものとみなす。

(支払方法変更の終了日)

第10条 支払方法変更の終了日は、終了の要件に該当することとなった日の属する月の前月末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、処分決定日から処分開始日の属する月までに終了の要件に

該当することとなった場合は、処分開始日を終了日とする。

第3章 支払一時差止

(支払一時差止の対象となる被保険者)

第11条 支払一時差止の対象となる被保険者は、第6条に規定する支払方法変更（以下この条において「支払方法変更」という。）を受けている被保険者であつて、支払一時差止の処分決定日において、納期限から1年6箇月経過している滞納保険料（保険料徴収権時効となった滞納保険料を除く）がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、法第67条第2項の規定に基づき、滞納保険料が納期限から1年6箇月を経過しない場合においても支払一時差止の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、支払方法変更を受けていない場合においても支払一時差止の対象とする。

(支払一時差止の対象となる保険給付)

第12条 支払一時差止の対象となる保険給付は、前条に規定する被保険者が支払方法変更の開始日以降に法第40条各号に規定する介護給付及び法第52条各号に規定する予防給付について給付申請を行い、支給決定された保険給付とする。

(支払一時差止の決定)

第13条 管理者は、法、政令及び省令に規定する支払一時差止の対象とならない被保険者に該当する場合を除き、第12条に規定する保険給付の支給決定を行うときに、支払一時差止の決定を行うものとする。

2 管理者は、支払一時差止の決定を行ったときは、介護保険給付支払一時差止通知書（規則様式第27号）により通知するものとする。

(支払一時差止の終了)

第14条 支払一時差止の終了を受けようとする者は、介護保険給付支払一時差止終了申請書（様式第5号）に滞納保険料を納付したことを証する書類等を添えて、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申請があつたときは、支払一時差止の終了の適否を決定し、介護保険給付一時差止終了承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(支払一時差止の終了の審査基準)

第15条 支払一時差止を受けている被保険者が、法、政令及び省令に規定する要件に該当するか否かについて審査する場合の審査基準は、第9条第3号から第6号、第8号及び第9号に規定する基準によるものとする。

第4章 控除

(控除の対象となる被保険者)

第16条 控除の対象となる被保険者は、第11条に規定する支払一時差止を受けている被保

険者であって、当該支払一時差止の処分決定日から14日以上を経過してもなお滞納保険料（保険料徴収権時効となった保険料を除く）を納付しない者とする。

（控除の決定）

第17条 管理者は、被保険者が前条の規定に該当したときは、控除の決定を行うものとする。

2 管理者は、控除の決定を行ったときは、介護保険滞納保険料控除通知書（規則様式第28号）により通知するものとする。

第5章 給付一時差止等

（給付一時差止等の対象となる被保険者）

第18条 給付一時差止等の対象となる被保険者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 法第68条に規定する未納医療保険料等がある者
- (2) 医療保険者から給付一時差止等の依頼のある者
- (3) 管理者が必要と認める者

（給付一時差止等に係る弁明の機会の付与）

第19条 管理者は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、第11条に該当する被保険者に介護保険給付一時差止等予告通知書（様式第7号。以下「給付一時差止等予告通知書」という。）を送付し、弁明の機会を付与する。

2 給付一時差止等予告通知書を送付された被保険者が弁明を行うときは、介護保険給付一時差止等に係る弁明書（様式第8号）を管理者に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、弁明書の提出が困難であると管理者が認めるときは、弁明を口頭で行うことができる。

4 弁明書の提出期限は、原則として第1項による給付一時差止等予告通知書を送付した日から14日とする。

（給付一時差止等に係る弁明の審査基準）

第20条 管理者は、法、政令及び省令に規定する給付一時差止等の対象とならない被保険者に該当するか否かについて弁明の審査を行うものとし、その審査基準は第5条第2号から第7号の規定を準用するものとする。

（給付一時差止等の決定）

第21条 管理者は、法、政令及び省令に規定する給付一時差止等の対象とならない被保険者に該当する場合を除き、弁明書の返送期限の経過後に、給付一時差止等の決定を行うものとする。

2 管理者は、給付一時差止等の決定を行ったときは、処分内容を被保険者証に記載するとともに、介護保険給付一時差止等処分通知書（規則様式第29号）により通知するものとする。

（給付一時差止等の開始日）

第22条 給付一時差止等の開始日は、処分決定日の属する月の翌月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付一時差止等に係る要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に処分決定が行われた場合は、処分決定日の属する月の翌々月1日とする。

(給付一時差止等の終了)

第23条 給付一時差止等の終了を受けようとする者は、介護保険給付一時差止等終了申請書(様式第9号)に法第68条第2項の規定に該当する旨を証する書類を添えて、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、給付一時差止等の終了の適否を決定し、介護保険給付一時差止等終了承認(不承認)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(給付一時差止等の終了の審査基準)

第24条 給付一時差止等を受けている被保険者が、法、政令及び省令に規定する要件に該当するか否かについて審査する場合の審査基準は、次の各号に定めるもののほか、第9条第3号から第6号、第8号及び第9号に規定する基準によるものとする。

(1) 給付一時差止等の依頼を行った医療保険者から給付一時差止等の終了依頼があった場合。

(2) 法第68条第2項に規定する未納医療保険料等を完納した場合及び著しい減少の場合については、当該医療保険者に確認するとともに協議を行った上で判断するものとする。

(給付一時差止等の終了日)

第25条 給付一時差止等の終了日は、終了の要件に該当することとなった日の属する月の前月末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、処分決定日から処分開始日の属する月までに終了の要件に該当することとなった場合は、処分開始日を終了日とする。

第6章 給付額減額等

(給付額減額等の対象となる被保険者)

第26条 給付額減額等の対象となる被保険者は、要介護認定等のための申請を行った第1号被保険者であって、当該要介護認定等の決定日において保険料徴収権消滅期間がある者とする。

(給付額減額等に係る審査基準)

第27条 管理者は、法、政令及び省令に規定する給付額減額等の対象とならない被保険者に該当するか否かについて審査を行うものとし、その審査基準は次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 政令第35条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合の基準については、第5条第2号の規定を準用する。

- (2) 政令第35条第2号に規定する収入が著しく減少した場合の基準については、第5条第3号の規定を準用する。
- (3) 省令第113条第1号及び第2号に規定する収入が著しく減少した場合の基準については、前号の規定を準用する。
- (4) 省令第113条第3号に規定する要介護被保険者等が要保護者である場合の基準については、第5条第5号の規定を準用する。
- (5) 省令第113条第4号に規定する要介護被保険者等が要保護者である場合とは、生活保護法第6条第2号に規定する要保護者である場合とする。
- (6) 条例第11条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の徴収猶予を受けている場合又は条例第12条第1号から第4号に該当することにより保険料の減免を受けている場合であって、給付額減額等の開始日以降においても保険料の徴収猶予又は減免を受けることができる場合については、前第1号から第3号に該当するものとみなす。
- (7) 法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の認定を受けている場合であって、給付額減額等の開始日以降においても特例の認定を受けることができる場合については、前第1号から第3号に該当するものとみなす。

(給付額減額等の決定)

第28条 管理者は、法、政令及び省令に規定する給付額減額等の対象とならない被保険者に該当する場合を除き、給付額減額等の決定を行うものとする。

- 2 管理者は、給付額減額等の決定を行ったときは、処分内容を被保険者証に記載するとともに、介護保険給付額減額等通知書（規則様式第30号）により通知するものとする。

(給付額減額等の開始日)

第29条 給付額減額等の開始日は、処分決定日の属する月の翌月1日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、給付額減額等に係る決定が要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に行われた場合は、決定日の属する月の翌々月1日とする。

(給付額減額等の終了)

第30条 給付額減額等期間が経過した場合以外に給付額減額等の終了を受けようとする者は、介護保険給付額減額等免除申請書（様式第11号）に政令第35条の規定に該当する旨を証する書類を添えて、管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、給付額減額等の終了の適否を決定し、介護保険給付額減額等免除承認（不承認）通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(給付額減額等の終了の審査基準)

第31条 給付額減額等を受けている被保険者が、法、政令及び省令に規定する要件に該当するか否かについて審査する場合の審査基準は、次の各号に定めるもののほか、第27条

第1号から第5号に規定する基準によるものとする。

- (1) 給付額減額等の開始日以降において、条例第11条第1項第1号から第4号に該当することにより保険料の徴収猶予を受けることとなった場合又は条例第12条第1号から第4号に該当することにより保険料の減免を受けることとなった場合については、第27条第1号から第3号に該当するものとみなす。
- (2) 給付額減額等の開始日以降において、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の認定を受けることとなった場合においては、第27条第1号から第3号に該当するものとみなす。

(給付額減額等の終了日)

第32条 給付額減額等の終了日は、終了の要件に該当することとなった日の属する月の前月末日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、処分決定日から処分開始日の属する月までに終了の要件に該当することとなった場合は、処分開始日を終了日とする。

(その他)

第33条 この要綱に定めのない事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月24日告示第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第5号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（平成30年6月13日告示第17号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（令和4年5月16日告示第5号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（令和6年3月25日告示第12号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付支払方法変更（償還払化）予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

あなたは、年 月 日に要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、市役所・各支所介護保険担当課又は島原地域広域市町村圏組合介護保険課に相談してください。

【保険料滞納の状況】

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期 別	保険料額	う ち 滞 納 額	期 別	保険料額	う ち 滞 納 額	期 別	保険料額	う ち 滞 納 額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ

この通知書に関しての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。

島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

弁明の機会を付与する通知

この予告について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先 島原地域広域市町村圏組合介護保険課

弁明書提出期限 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

介護保険給付支払方法変更（償還払化）に係る弁明書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

介護保険給付の支払方法変更予告通知書に対し、次のとおり弁明します。

被保険者番号											提出年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ													

生年月日	年			月			日							
住 所	〒													
	電話番号													
弁明の内容	1. 公費負担医療の受給 2. 災害 3. 重大な障害又は長期入院													
	4. その他													
	※ 滞納額の著しい減少又は完納の場合は4. その他を選択													

弁明者氏名				本人との関係			
弁明者住所	〒						
電話番号							

--	--	--	--	--	--	--	--

様式第3号（第8条関係）

介護保険給付支払方法変更（償還払化）終了申請書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

次のとおり、介護保険給付の支払方法変更（償還払化）終了の申請をします。

被保険者番号										申請年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ												
												
生年月日	年	月	日										
住 所	〒												
	電話番号												
申請の理由	1. 公費負担医療の受給 2. 災害 3. 重大な障害又は長期入院 4. その他 ※ 滞納額の著しい減少又は完納の場合は4. その他を選択												
												
												
												
												

申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒		
	電話番号		

--

様

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付支払方法変更（償還払化）終了承認（不承認）通知書

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

先に申請がありました介護保険給付支払方法変更（償還払化）措置の終了につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	支払方法変更の措置の終了を 1 承認する [終了年月日 年 月 日] 2 承認しない
承認若しくは不承認の内容	(1. 公費負担医療の受給 2. 災害 3. 重大な障害又は長期入院 4. その他)
不承認の場合申請事由について非該当と判断した理由	

問い合わせ

この通知書についての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。
 島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

審査請求

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
 住 所 電話番号
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合に対して提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。

介護保険給付支払一時差止終了申請書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

次のとおり、介護保険給付の支払一時差止終了の申請をします。

被保険者番号										申請年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ												
												
生年月日	年			月			日						
住所	〒												
	電話番号												
申請の理由	1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. その他												
	※ 滞納額の著しい減少又は完納の場合は3. その他を選択												
												
												
												

申請者氏名				本人との関係			
申請者住所	〒			電話番号			

--	--	--	--	--	--	--	--

様

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付支払一時差止終了承認（不承認）通知書

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

先に申請がありました介護保険給付支払一時差止措置の終了につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	支払一時差止の措置の終了を 1 承認する [終了年月日 年 月 日] 2 承認しない
承認若しくは不承認の内容	(1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. その他)
不承認の場合申請事由について非該当と判断した理由	

問い合わせ

この通知書に関しての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。
島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

審査請求

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
住 所 電話番号
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合に対して提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。

様

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付一時差止等予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

あなたは、 年 月 日に要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの医療保険料等は下記のとおり滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合には、介護保険法第68条第1項の規定に基づき保険給付の償還払化(支払方法変更)及び保険給付の一時差止めの措置をとることになるので予告します。

「保険給付の償還払化(支払方法変更)」とは、介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者に行った費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分(費用の9割)を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の一時差止め」とは、償還払い化された保険給付について、償還払の申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払の対象となる金額の全部又は一部について、支払の一時差止めを行うものです。

【医療保険料等の滞納状況】

医療保険の加入期間： 年 月 日から 年 月 日まで

年度医療保険料等			年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期 別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この予告について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

提出先 島原地域広域市町村圏組合介護保険課

提出期限 年 月 日

問い合わせ

この通知書に関しての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。
島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

介護保険給付一時差止等に係る弁明書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

介護保険給付の一時差止等予告通知書に対し、次のとおり弁明します。

被保険者番号											提出年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ													
生年月日	年			月			日							
住 所	〒													
	電話番号													
弁明の内容	1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. その他 ※ 滞納額の著しい減少又は完納の場合は 3. その他を選択													

弁明者氏名				本人との関係			
弁明者住所	〒						
	電話番号						

--	--	--	--	--	--	--

介護保険給付一時差止等処分終了申請書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

次のとおり、介護保険給付の支払一時差止等処分終了の申請をします。

被保険者番号										申請年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ												
生年月日											年	月	日
住 所	〒												
	電話番号												
申請の理由	1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. その他												
	※ 滞納額の著しい減少又は完納の場合は3. その他を選択												

申請者氏名			本人との関係	
申請者住所	〒			
	電話番号			

--

様

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付一時差止等処分終了承認（不承認）通知書

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

先に申請がありました介護保険給付支払一時差止措置の終了につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	給付一時差止等処分の措置の終了を 1 承認する [終了年月日 年 月 日] 2 承認しない
承認若しくは不承認の内容	(1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. その他)
不承認の場合申請事由について非該当と判断した理由	

問い合わせ

この通知書に関しての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。
島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

審査請求

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
住 所 電話番号
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合に対して提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。

介護保険給付額減額等免除申請書

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

介護保険給付額減額等の免除を次により申請します。

被保険者番号										申請年月日	年	月	日
被保険者氏名	フリガナ												
生年月日	年 月 日												
住所	〒												
	電話番号												
免除を申請する理由	1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. 生活保護受給者又は要保護者												
												
												
												
												

申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒		
	電話番号		

--

様

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者

介護保険給付額減額等免除承認（不承認）通知書

被保険者氏名	被保険者番号								
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

先に申請がありました介護保険給付額減額等措置の免除につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	給付額減額等措置の免除を 1 承認する [決定年月日 年 月 日] 2 承認しない
承認若しくは不承認の内容	(1. 災害 2. 重大な障害又は長期入院 3. 生活保護受給者又は要保護者)
不承認の場合申請事由について非該当と判断した理由	

問い合わせ

この通知書に関しての詳しいことは市役所・各支所の介護保険担当係又は下記にお問い合わせ下さい。
島原地域広域市町村圏組合介護保険課 電話番号

審査請求

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
住所 電話番号
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合に対して提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日か

ら起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。